新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する

県税における猶予制度

徴収の猶予

- 新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)がり患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、広域振興局(県税部・県税センター・県税室)にご相談ください(徴収の猶予:地方税法第15条)。

(ケース1)災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2)ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3)事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4)事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、広域振興局(県税部・県税センター・県税室)にご相談ください(申請による換価の猶予:地方税法第15条の6)。

詳しくは、お近くの広域振興局まで

広域振興局	電話番号	広域振興局	電話番号
盛岡広域振興局県税部	019-629-6538	宮古地域振興センター県税室	0193-64-2212
県南広域振興局県税部(奥州)	0197-22-2821	大船渡地域振興センター県税室	0192-27-9912
花巻県税センター	0198-22-4913	県北広域振興局県税室(久慈)	0194-53-4986
一関県税センター	0191-26-1420	二戸地域振興センター県税室	0195-23-9254
沿岸広域振興局県税室(釜石)	0193-25-2715		

岩 手 県